

申請期限が迫っています
電力・ガス・食料品等
価格高騰緊急支援給付金

期限は
1/31

☎緊急支援給付金コールセンター☎0570-000-653

支給要件を確認の上、受給を希望する場合は、期限までに必要書類の提出を。

■支給額 1世帯5万円

■申請期限 1月31日(火)必着

■対象① 世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

【申請方法】 該当すると思われる世帯へ送付している「支給要件確認書」または「申請書（請求書）」に必要書類を添えて返送。

■対象② 予期せず令和4年1～12月の家計が急変し、世帯全員の収入が住民税均等割非課税相当まで減少した世帯

【申請方法】 申請書を市HP（QRコード）で入手し、必要書類を添えて郵送で提出。印刷ができない人はコールセンターへ。

※①・②いずれも住民税課税者の扶養親族のみの世帯は対象外。



①消費生活審議会
 ②安全安心まちづくり推進協議会
 ③男女共同参画審議会
 ④人権推進審議会

委員
募集

次の通り審議会の委員を募集します。いずれも市内在住で市の他の審議会等の委員になっていない18歳以上（4月1日現在）の人が対象。報酬は会議1回につき7000円。

①消費生活審議会 <申込期限 1月24日(火)>

市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活行政について検討し意見を述べる委員

☎くらし安全課☎941-6111 ☎941-6157

✉kurashianzen@city.soka.saitama.jp

募集人数・任期	1人・委嘱の日から2年間（4月1日～令和7年3月31日）
小論文	市の消費生活問題について
公開抽選	1月31日(火)午後3時。勤労福祉会館で

②安全安心まちづくり推進協議会 <申込期限 1月24日(火)>

安全・安心なまちづくりを推進するため、検討し意見を述べる委員

☎くらし安全課☎922-3607 ☎922-1030

✉kurashianzen@city.soka.saitama.jp

募集人数・任期	1人・委嘱の日から2年間（4月1日～令和7年3月31日）
小論文	草加市民として取り組んだ防犯ボランティア活動について
公開抽選	1月31日(火)午後4時。勤労福祉会館で

③男女共同参画審議会 <申込期限 2月13日(月)>

市の男女共同参画社会づくりについて審議、評価をする委員

☎人権共生課☎922-0825 ☎927-4955

✉jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp

募集人数・任期	男女各1人・委嘱の日から2年間（4月1日～令和7年3月31日）
小論文	私が思う男女共同参画とは
公開抽選	2月21日(火)午後1時。市役所本庁舎西棟第2会議室で

④人権推進審議会 <申込期限 2月13日(月)>

人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、検討し意見を述べる委員

☎人権共生課☎922-0825 ☎927-4955

✉jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp

募集人数・任期	1人・委嘱の日から2年間（4月1日～令和7年3月31日）
小論文	私が最も関心のある人権問題について
公開抽選	2月21日(火)午後2時。市役所本庁舎西棟第2会議室で

☎上記の申込期限までに、市役所情報コーナー・サービスセンター等で配布する応募用紙（市販のA4用紙でも可）に審議会の名称・氏名（ふりがな）・住所・性別・生年月日・年齢・電話番号（あればファクス番号）・メールアドレス・公開抽選日の出欠・現在の職業・主な職歴・地域活動等の経験・小論文（600～800字）を記入し担当課へ。（ファクス・メールも可）。

市職員がATM操作のお願いや手数料の振り込みを求めることはありません。注意してください。

詐欺に
注意!



消費生活モニターを募集

☎くらし安全課☎941-6111 ☎941-6157

✉kurashianzen@city.soka.saitama.jp

消費者行政について意見を述べ、各種調査、報告をする消費生活モニターを募集します。

■対象 市内在住の20歳以上（4月1日現在）で、消費者問題に関心のある人（公務員及びこれに準じる人を除く）

■募集人数 20人 ■任期 4月1日～令和7年3月31日

■謝礼 会議・研修会等への参加1回につき1000円。

■公開抽選 1月31日(火)午後2時から勤労福祉会館で

☎1月24日(火)までに市役所情報コーナー・サービスセンター等で配布する応募用紙（市販A4用紙でも可）に氏名（ふりがな）・住所・性別・生年月日・年齢（4月1日現在）・電話番号（あればファクス番号）・公開抽選日の出欠・現在の職業・応募動機または関心のある消費者問題について（400字程度）を記入し☎340-8550くらし安全課へ（ファクス・メールも可）。

令和4年度草加市プレミアム付商品券
使用期限は2月5日(日)まで

☎産業振興課☎922-3073 ☎922-3406

購入した商品券は忘れずに使用して下さい。最新の商品券取扱事業者の情報は、実行委員会ホームページ（QRコード）から確認できます。

注意事項：使用期限を過ぎると、利用できなくなります。

未使用であっても返金できません。



☎令和4年度草加市プレミアム付商品券
 事業実行委員会事務局（草加市商店連合
 事業協同組合内）

☎928-8121
 （平日午前10時～午後4時）

広報そうか

**12月5日号の記事の
訂正について**

☎庶務課☎922-0969 ☎922-3091

広報そうか12月5日号、市政情報「草加市議会12月定例会が開会」の「草加市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」（草加市新里第2児童遊園）の説明内容について「使用貸借契約の終了のため」と記載しましたが、正しくは「使用貸借契約の解約に伴い」でしたので訂正します。訂正が生じたことをお詫びいたします。